

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成24年11月13日
【四半期会計期間】	第52期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社ジー・テイスト
【英訳名】	G . t a s t e C o . , L t d
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 稲吉 史泰
【本店の所在の場所】	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号
【電話番号】	022(762)8540
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 岩崎 友也
【最寄りの連絡場所】	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号
【電話番号】	022(762)8540
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 岩崎 友也
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成21年4月に関連会社でありました株式会社グローバルアクトの株式を取得し、連結子会社化しました。その際に、以前に連結子会社として連結していた際の処理、及び連結財務諸表を作成していない期間における関連会社に対する投資損益等の累計額を反映した投資額を考慮せずに新規に株式を取得したものとみなして会計処理を行いました。その処理について、証券取引等監視委員会より疑義を呈され、社外の専門家である弁護士、公認会計士から成る調査チームを設置し、調査を進め、平成24年10月22日に調査報告書を受領いたしました。

この結果に基づき、過年度の会計処理において不適切な会計処理があり過年度訂正報告が必要との判断に至り、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、平成23年2月14日に提出した第52期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）の四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

また、四半期財務諸表の記載内容にかかる訂正箇所についてはXBRLの修正も行いましたので、併せて修正後のXBRL形式のデータ一式を提出いたします。

なお、訂正後の四半期財務諸表については、なぎさ監査法人により四半期レビューを受け、その四半期レビュー報告書を添付しております。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 1 主要な経営指標等の推移

#### 第2 事業の状況

##### 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### 第4 経理の状況

##### 1 四半期財務諸表

###### (1)四半期貸借対照表

###### (2)四半期損益計算書

###### (3)四半期キャッシュ・フロー計算書

##### 注記事項

###### (株主資本等関係)

###### (セグメント情報等)

###### (1株当たり情報)

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第3四半期 累計期間	第52期 第3四半期 累計期間	第51期 第3四半期 会計期間	第52期 第3四半期 会計期間	第51期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	11,827,272	13,358,563	4,737,697	4,739,777	15,966,552
経常利益(千円)	459,092	82,107	242,699	220,163	468,301
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失( ) (千円)	952,298	813,525	184,557	222,856	612,614
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失( ) (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	957,128	1,634,628	1,274,628
発行済株式総数(千株)	-	-	47,165	65,792	53,100
純資産額(千円)	-	-	4,464,892	5,021,334	5,440,046
総資産額(千円)	-	-	12,366,352	12,864,565	12,136,956
1株当たり純資産額(円)	-	-	94.66	76.30	102.45
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失金 額( ) (円)	22.47	13.89	3.95	3.46	14.02
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	3.20	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	1.50
自己資本比率(%)	-	-	36.1	39.0	44.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	357,913	396,263	-	-	275,888
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	764,668	396,105	-	-	807,655
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	107,328	1,035,118	-	-	259,162
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	553,689	508,827	276,844
従業員数(人)	-	-	536	514	495

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 持分法を適用した場合の投資損益については、第51期第3四半期累計(会計)期間及び第51期は関連会社が存在しないため記載しておりません。第52期第3四半期累計(会計)期間は、関連会社が存在するものの重要性が乏しいため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額について、第51期第3四半期累計期間、第51期及び第52期第3四半期累計(会計)期間は、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	514（1,511）
---------	------------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、1日8時間換算による当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 受注状況

該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	前年同四半期比(%)
寿司事業	1,490,889	-
居酒屋等事業	3,079,091	-
教育事業	169,796	-
合計	4,739,777	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 寿司事業には、「平禄寿司」「仙台平禄」「仙台下駄や」「味香」「奥羽寿司製作所」の店舗、及び寿司事業統括本部が含まれております。

3. 居酒屋等事業には、「とりあえず吾平」「ちゃんこ江戸沢」「えん屋」「村さ来」「ゆるりと菜村さ来」「地魚屋」「東京ヤマツキ酒場」「アントニオ猪木酒場」「てんてけてん」「手羽藩」「ふらりむらさき」「由」「唐竹家」「海賓亭」「パドック」「スパイスピエロ」「益益」「囲炉家村さ来」「小樽食堂」「ハイカラヤ」「炭一鉄」「まるさ水産」「おむらいす亭」「キャッツカフェ」「元町珈琲」「大阪カルビ」「とりボックス」の店舗及び居酒屋事業統括本部が含まれております。

4. 教育事業には、「NOVA」「GEOS」「ITTO個別指導学院」「みやび個別指導学院」の教室と教育事業統括本部が含まれております。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において新たに発生した事業等のリスクは次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### ・親会社の異動の中止について

平成22年12月28日付「親会社異動の中止に関するお知らせ」のとおり、株式会社フーディーズ(当社親会社の株式会社ジー・コミュニケーションの親会社)が保有する株式会社ジー・コミュニケーション株式の阪神酒販株式会社への譲渡が、株式会社フーディーズの債権者兼株式担保権者における対応処理方針の継続協議の影響もあり、中止されております。

現在、株式会社フーディーズにおいて、その債権者兼株式担保権者の指導のもと、入札によるスポンサー候補者の選定を進めていますが、親会社の異動の問題が長期化する場合には、当社の企業イメージ及び今後の資金計画に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は緩やかに回復しつつあるものの、景気の先行きに対する不透明感から個人消費の回復は鈍く引き続き厳しい環境で推移しております。

外食産業におきましては、上記のような景況感による消費マインドの低迷、原材料価格の高騰が強く収益を圧迫しているなど、内外を取り巻く環境は厳しさを増しております。

以上の結果、当第3四半期会計期間末の直営店舗・校舎数は281店舗、FC店舗数は327店舗となり、当第3四半期会計期間におきましては、売上高47億39百万円（前年同四半期比0.0%増）、営業利益1億93百万円（前年同四半期比2.6%減）、経常利益2億20百万円（前年同四半期比9.3%減）となりましたが、店舗閉店に伴う店舗閉鎖損失引当金繰入額及び減損損失等特別損失1億34百万円、法人税等調整額2億89百万円の計上により、四半期純損失は2億22百万円（前年同四半期は1億84百万円の四半期純利益）となりました。

また、セグメント業績は、次のとおりであります。

寿司事業においては、当第3四半期会計期間末の直営店舗数は86店舗、FC店舗数は26店舗となりました。また、お客様の来店動機を高める目的で10月及び11月は「秋の旬鮮市」、12月は「冬の旨味祭」等の期間限定フェア等を開催し、旬の食材をお客様に提供することにより、来店客数は増加傾向に転じましたが、客単価は弱含みで推移した結果、売上高14億90百万円、営業利益45百万円となりました。

居酒屋等事業においては、不採算店舗の見直しにより4店舗を閉店、さらにFC店舗が3店舗開店、7店舗閉店したことにより、当第3四半期会計期間末の直営店舗数は154店舗、FC店舗は301店舗となりました。また、主要業態である「とりあえず吾平」「ちゃんこ江戸沢」「村さ来」のグランドメニューの改定、多数の宴会コースの設定及び各種フェアを開催した結果、売上高30億79百万円、営業利益3億33百万円となりました。

教育事業につきましては、英会話事業のジオス校舎を6校舎譲受け、そのうち5校舎をNOVA×GEOSとしてリニューアルし、1校舎をNOVAに併合した結果、当第3四半期会計期間末の直営校舎は41校舎となり、NOVA復活3周年記念キャンペーン及びイベントの実施により、売上高1億69百万円、営業利益33百万円となりました。

##### (2) 財政状態について

当第3四半期会計期間末の総資産額は、前事業年度末に比べて7億27百万円増加し、128億64百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加3億51百万円、フード・インクルーヴ株式会社との合併による受取手形及び売掛金の増加88百万円、固定資産の増加1億45百万円によるものであります。

負債総額は、前事業年度末に比べて11億46百万円増加し、78億43百万円となりました。主な要因は、資産除去債務の増加6億23百万円、短期借入金及び長期借入金の増加2億61百万円、預り保証金の増加2億36百万円によるものであります。

純資産は、50億21百万円となり、前事業年度末より4億18百万円減少しております。主な要因は、四半期純損失8億13百万円の計上、新株予約権付社債の転換による資本金3億60百万円の増加及び資本剰余金3億60百万円の増加によるものであります。

##### (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の四半期末残高は、第2四半期会計期間末より3億50百万円増加し5億8百万円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

###### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ33百万円収入が減少し、5億75百万円の収入となりました。主な要因は、店舗閉鎖損失引当金及び減損損失の増加による資金増加要因があったものの、仕入債務及び税引前四半期純利益が減少したことによるものであります。

###### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ74百万円収入が増加し、77百万円の収入となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出が減少したことによるものであります。

###### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比べ1億12百万円支出が増加し、3億3百万円の支出となりました。主な要因は、新株予約権付社債の発行による収入が増加したものの、短期借入金及び長期借入金の借入による収入の減少、短期借入金及び長期借入金の返済による支出が増加したことによるものであります。

( 4 ) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更、及び新たに生じた課題はありません。

( 5 ) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	65,792,956	65,792,956	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	65,792,956	65,792,956	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年8月1日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,500 (新株予約権1個につき150株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり150円 (1株あたり1円)
新株予約権の行使期間	自平成21年8月1日 至平成28年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社を退職したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、当社を退職した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、付与された新株予約権を一度に全て行使しなければならない。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該従業員が死亡退職した翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成22年10月4日取締役会決議（第三者割当による第2回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,428,560
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり56,785
新株予約権の行使期間	自平成22年10月25日 至平成24年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70 資本組入額 35
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各新株予約権1個当たりの一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) . 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(1)号の出資額を同欄第(2)号の行使価額で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

2 行使価額の修正基準及び修正頻度

本新株予約権の行使価額は、以下のとおり修正される。

平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)をそれぞれ行使価額修正日(以下「修正日」という)とし、当該日において有効な行使価額と各修正日に先立つ5取引日の株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均の90%に相当する金額(1円未満切捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第3項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、第3項の定めに従い当社が適当と判断する値に調整される。また、かかる算出の結果、基準価格が当初の行使価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第3項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初の行使価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

なお、行使価額の修正範囲はその上限を行使価額70円の200%までの140円とし、下限を行使価額70円の50%までの35円とする。

3 行使価額の上限及び下限

行使価額 70円

上限行使価額 行使価額の200%に相当する金額(140円)

下限行使価額 行使価額の50%に相当する金額(35円)

4 割当株式数の上限及び下限

上限 2,857,140株（平成22年12月31日現在の普通株式の発行済株式総数の4.34%）

下限 714,280株（平成22年12月31日現在の普通株式の発行済株式総数の1.09%）

5 当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項はありません。

6 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの内容

当社が割当先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に締結する第三者割当契約（以下「買受契約」といいます。）には、下記の内容の条項が含まれております。

- (1) 割当先は、発行価額の割り当てられた総額金1,135,700円（以下、「割当発行価額総額」という。）を、本新株予約権の払込金として、当社の指定する払込取扱場所に、平成22年10月21日の払込期日に払い込むものとする。なお、割当発行価額総額の受取に必要な金融機関手数料（リフティングチャージ）等は当社が負担するものとする。また、当社が払込金受領後、事情の如何を問わず本新株予約権が割当日に割当先に割り当てられなかった場合、当社は割当発行価額総額の全額を速やかに割当先に返還するものとする。
- (2) 当社は、割当日以降に割当先に通知することにより、本新株予約権の全部又は一部につき、これを行使してはならない期間（以下、「行使停止期間」という。）を指定（以下、「停止指定」という。）することができる。停止指定を行うための手続きは、当社が、行使停止期間の初日及び末日並びに行使してはならない本新株予約権の個数を記載した通知書（以下、「停止指定通知書」という。）を作成し、これに記名捺印したうえで、行使停止期間の初日から10「取引日（大阪証券取引所において発行会社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ）前までに割当先に対し交付することを要する。なお、当社は、割当先に対し、書面で通知することにより、停止指定を取り消すことができる。かかる取消しは、割当先が当社から当該通知を受領したときに効力を生じるものとする。また、本規定にかかわらず、割当先は、行使請求期間の最終一ヶ月間（平成24年9月23日から平成24年10月22日までの間）、自己の裁量により本新株予約権を行使することができる。但し、上記期間が経過する前に全ての本新株予約権の行使が終了した場合には、本条に定める割当先の権利は、かかる終了の時をもって効力を失う。
- (3) 先買権として当社は、本新株予約権の総数が20個以上存する限り、普通株式、新株予約権（但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く）又は新株予約権付社債（MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む）を発行（以下、「新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各規定（主要なもののみ記載）を遵守しなければならない。

当社は、割当先に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券（以下、「提案証券」という。）の発行又は売出又は交換についての書面の通知（以下、「本提案書」という。）を交付するものとする。提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、割当先は当該本提案書の10取引日（大阪証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ）を経過する日までに、割当先が購入することを希望する提案証券（この場合、割当先が提案証券の一部を購入することを選択するときには、割当先が購入を選択する金額を記載する）を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない（いずれの場合でも、これを「応諾通知」という）。

なお、ストックオプション目的により、当社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される）を超えないときは除外する。

7 当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

8 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は次のとおりです。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成21年8月14日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	345,000
新株予約権の数(個)	23
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,263,954
新株予約権の行使時の払込金額(円)	105.7
新株予約権の行使期間	自平成22年9月1日 至平成26年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 105.7 資本組入額 52.85
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部権利行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成22年10月4日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	200,000
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,857,120
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70
新株予約権の行使期間	自平成22年10月25日 至平成24年10月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70 資本組入額 35
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各新株予約権1個当たりの一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- 1 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがあります。
- 2 価額の修正基準及び修正頻度

本新株予約権の転換価額は、以下のとおり修正されます。

平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)をそれぞれ転換価額修正日(以下「修正日」という。)とし、当該日において有効な転換価額と各修正日に先立つ5取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均の90%に相当する金額(1円未満切捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、転換価額の修正範囲はその上限を転換価額70円の200%までの140円とし、下限を転換価額70円の50%までの35円とする。

- 3 転換価額の上限及び下限

転換価額 70円

上限転換価額 転換価額の200%に相当する金額(140円)

下限転換価額 転換価額の50%に相当する金額(35円)

- 4 割当株式数の上限及び下限

上限 5,714,280株(平成22年12月31日現在の普通株式の発行済株式総数の8.69%)

下限 1,428,560株(平成22年12月31日現在の普通株式の発行済株式総数の2.17%)

- 5 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができます。

(1) 当社は、平成23年4月21日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、本新株予約権付社債の割当日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。

- 6 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの内容当社が割当先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に第三者割当契約(以下「買受契約」といいます。)には、下記の内容の条項が含まれております。

(1) 各割当先は、発行価額の割り当てられた総額金200,000,000円(以下、「割当発行価額総額」という。)を、本新株予約権付社債の払込金として、当社の指定する払込取扱場所に、平成22年10月21日の払込期日に払い込むものとする。なお、割当発行価額総額の受取に必要な金融機関手数料(リフティングチャージ)等は当社が負担するものとする。

(2) 先買権として当社は、本新株予約権の総数が40個以上存する限り、普通株式、新株予約権(但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く)又は新株予約権付社債(MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む)を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各規定(主要なもののみ記載)を遵守しなければならない。

当社は、割当先に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券(以下、「提案証券」という。)の発行又は売出又は交換についての書面の通知(以下、「本提案書」という。)を交付するものとする。

提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、割当先は当該本提案書の10取引日(大阪証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ。)を経過する日までに、割当先が購入することを希望する提案証券(この場合、割当先が提案証券の一部を購入することを選択するときには、割当先が購入を選択する金額を記載する)を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない(いずれの場合でも、これを「応諾通知」という。)

なお、ストックオプション目的により、当社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないときは除外する。

- 7 当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 8 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 9 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年10月4日取締役会決議（第三者割当による第2回新株予約権）

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成22年10月4日取締役会決議）

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成22年10月4日取締役会決議）

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	20
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	571,427
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	70
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	20
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	571,427
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	70
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成22年10月4日取締役会決議）

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	26
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	1,857,142
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	70
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	26
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,857,142
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	70
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。



(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日 (注)	7,568,755	65,792,956	360,000	1,634,628	360,000	1,697,926

(注)新株予約権の行使による増加であります。

(6)【大株主の状況】

平成22年12月31日現在の株主名簿により、平成22年9月30日において大株主であった株式会社生活考房及び明治安田生命保険相互会社は大株主でなくなり、以下の株式会社が大株主になったことが判明しました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜二丁目4番6号	1,332	2.02
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	433	0.66

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,687,800	656,878	-
単元未満株式	普通株式 104,556	-	-
発行済株式総数	65,792,956	-	-
総株主の議決権	-	656,878	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社 ジー・テイスト	仙台市若林区大和町五丁目33番18号	600	-	600	0.00
計	-	600	-	600	0.00

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	97	95	93	89	83	95	78	58	56
最低(円)	93	88	87	78	78	76	44	36	46

(注) 最高・最低株価は、最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任 年月日
監査役		小松 正美	昭和20年 2月10日生	平成9年7月 水沢税務署長 平成14年7月 関東信越国税局課税第一部次長 平成15年7月 仙台国税局課税第一部長 平成16年8月 税理士登録 小松正美税理士事務 所長(現任)	(注)	-	平成22年 9月30日

(注) 平成22年9月30日開催の臨時株主総会の終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

### (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役		中川 靖之	平成22年9月30日
取締役		岡本 貴幸	平成23年1月31日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、なぎさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期財務諸表について、なぎさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3 628,827	3 276,844
受取手形及び売掛金	1 224,483	1 135,860
商品	21,941	29,244
原材料及び貯蔵品	167,412	140,088
その他	648,026	522,262
貸倒引当金	6,152	1,690
流動資産合計	1,684,539	1,102,610
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2 3,179,937	2 2,785,379
土地	1,909,965	1,926,772
その他(純額)	2 431,834	2 413,274
有形固定資産合計	5,521,737	5,125,426
無形固定資産		
のれん	769,035	843,939
その他	69,990	42,830
無形固定資産合計	839,026	886,770
投資その他の資産		
敷金及び保証金	3 3,868,410	3 3,812,959
その他	2, 3 1,124,621	2, 3 1,222,098
貸倒引当金	173,770	12,908
投資その他の資産合計	4,819,262	5,022,150
固定資産合計	11,180,025	11,034,346
資産合計	12,864,565	12,136,956
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	575,581	504,385
短期借入金	4 1,976,303	4 2,141,611
未払法人税等	47,230	73,486
引当金	90,688	18,029
資産除去債務	5,219	-
その他	1,239,926	1,047,157
流動負債合計	3,934,949	3,784,670
固定負債		
社債	75,000	105,000
新株予約権付社債	545,000	895,000
長期借入金	1,642,273	1,215,250
退職給付引当金	76,990	85,158
債務保証損失引当金	5,132	12,824
資産除去債務	618,674	-
その他	945,212	599,007
固定負債合計	3,908,281	2,912,239
負債合計	7,843,231	6,696,910

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,634,628	1,274,628
資本剰余金	2,525,049	2,165,049
利益剰余金	<u>860,576</u>	<u>2,000,598</u>
自己株式	63	58
株主資本合計	<u>5,020,190</u>	<u>5,440,218</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7	171
評価・換算差額等合計	<u>7</u>	<u>171</u>
新株予約権	1,135	-
純資産合計	<u>5,021,334</u>	<u>5,440,046</u>
負債純資産合計	<u>12,864,565</u>	<u>12,136,956</u>

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	11,827,272	13,358,563
売上原価	4,124,010	4,689,104
売上総利益	7,703,262	8,669,458
販売費及び一般管理費	7,374,139	8,679,725
営業利益又は営業損失( )	329,123	10,267
営業外収益		
受取利息	9,306	6,705
受取配当金	66	716
不動産賃貸料	145,682	240,161
受取手数料	130,929	119,045
雑収入	36,214	49,853
営業外収益合計	322,199	416,482
営業外費用		
支払利息	64,022	77,700
不動産賃貸原価	85,859	179,541
雑損失	42,349	66,865
営業外費用合計	192,230	324,106
経常利益	459,092	82,107
特別利益		
固定資産売却益	-	7,700
貸倒引当金戻入額	7,794	20,437
投資有価証券売却益	-	2,925
店舗閉鎖損失引当金戻入額	5,344	3,833
債務保証損失引当金戻入額	9,720	7,692
特別利益合計	22,858	42,589
特別損失		
固定資産売却損	-	12,038
投資有価証券売却損	-	3,390
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	335,939
固定資産除却損	2,500	1,149
店舗閉鎖損失引当金繰入額	29,922	83,116
減損損失	4,753	35,812
店舗閉鎖損失	47,205	630
抱合せ株式消滅差損	1,286,065	-
特別損失合計	1,370,447	472,076
税引前四半期純損失( )	888,496	347,379
法人税、住民税及び事業税	58,016	73,185
法人税等調整額	5,784	392,960
法人税等合計	63,801	466,145
四半期純損失( )	952,298	813,525

## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	4,737,697	4,739,777
売上原価	1,593,335	1,598,194
売上総利益	3,144,362	3,141,583
販売費及び一般管理費	2,946,040	2,948,448
営業利益	198,322	193,134
営業外収益		
受取利息	1,940	2,334
不動産賃貸料	49,311	99,765
受取手数料	46,945	38,079
雑収入	11,540	20,946
営業外収益合計	109,738	161,125
営業外費用		
支払利息	26,201	22,549
不動産賃貸原価	33,115	80,010
雑損失	6,045	31,536
営業外費用合計	65,362	134,096
経常利益	242,699	220,163
特別利益		
貸倒引当金戻入額	184	2,364
投資有価証券売却益	-	925
債務保証損失引当金戻入額	4,949	2,564
特別利益合計	5,133	5,854
特別損失		
固定資産売却損	-	11,164
固定資産除却損	-	168
投資有価証券売却損	-	3,390
店舗閉鎖損失引当金繰入額	11,253	83,116
減損損失	4,753	35,812
店舗閉鎖損失	15,167	630
特別損失合計	31,174	134,282
税引前四半期純利益	216,658	91,734
法人税、住民税及び事業税	21,198	24,775
法人税等調整額	10,902	289,816
法人税等合計	32,100	314,591
四半期純利益又は四半期純損失( )	184,557	222,856

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純損失( )	888,496	347,379
減価償却費	306,440	329,210
のれん償却額	74,505	74,904
負ののれん償却額	29,593	36,576
賞与引当金の増減額( は減少)	8,782	5,497
貸倒引当金の増減額( は減少)	7,794	20,437
退職給付引当金の増減額( は減少)	14,344	8,167
店舗閉鎖損失引当金の増減額( は減少)	16,144	78,157
債務保証損失引当金の増減額( は減少)	9,720	7,692
受取利息及び受取配当金	9,372	7,421
抱合せ株式消滅差損益( は益)	1,286,065	-
減損損失	4,753	35,812
支払利息	64,022	77,700
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	335,939
固定資産売却損益( は益)	-	4,338
固定資産除却損	2,500	1,149
売上債権の増減額( は増加)	13,411	23,818
たな卸資産の増減額( は増加)	44,323	12,797
仕入債務の増減額( は減少)	82,631	68,365
未払消費税等の増減額( は減少)	32,317	596
前払費用の増減額( は増加)	7,794	36,904
未払費用の増減額( は減少)	21,803	81,917
前受収益の増減額( は減少)	4,571	22,546
その他	119,167	32,117
小計	636,889	555,348
利息及び配当金の受取額	5,577	3,409
利息の支払額	54,506	70,369
法人税等の支払額	230,047	92,124
営業活動によるキャッシュ・フロー	357,913	396,263
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の売却による収入	-	8,806
有形固定資産の取得による支出	194,354	179,516
有形固定資産の売却による収入	4,504	18,828
無形固定資産の取得による支出	-	2,387
貸付けによる支出	18,000	-
貸付金の回収による収入	-	13,559
関係会社貸付金の回収による収入	44,872	-
関係会社株式の取得による支出	770,018	-
定期預金の預入による支出	-	70,000
定期預金の払戻による収入	-	400,000
敷金及び保証金の差入による支出	7,858	3,262
敷金及び保証金の回収による収入	98,135	130,185
投資不動産の賃貸による収入	135,251	231,331
投資不動産の賃貸による支出	63,318	145,831
その他	6,115	5,609
投資活動によるキャッシュ・フロー	764,668	396,105



(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	860,000	525,000
短期借入金の返済による支出	680,770	1,866,396
長期借入れによる収入	200,000	980,000
長期借入金の返済による支出	1,087,044	896,394
関係会社長期借入金の返済による支出	14,474	-
社債の発行による収入	150,000	-
新株予約権付社債の発行による収入	600,500	349,699
新株予約権の発行による収入	-	1,135
社債の償還による支出	15,000	30,000
リース債務の返済による支出	-	18,477
自己株式の取得による支出	30	5
配当金の支払額	111,706	79,679
その他	8,801	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	107,328	1,035,118
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	514,083	242,749
現金及び現金同等物の期首残高	969,291	276,844
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	98,482	474,732
現金及び現金同等物の四半期末残高	553,689	508,827

## 【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期累計期間の営業損失は24,144千円の増加、経常利益は24,144千円減少しており、税引前四半期純損失は360,084千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は588,085千円であります。</p> <p>(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 第2四半期会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。</p>

## 【表示方法の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期キャッシュ・フロー計算書)	<p>前第3四半期累計期間において「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「貸付金の回収による収入」は重要性が増加したため、当第3四半期累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「貸付金の回収による収入」は5,282千円であります。</p> <p>前第3四半期累計期間において「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務の返済による支出」は重要性が増加したため、当第3四半期累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「リース債務の返済による支出」は8,801千円であります。</p>

## 【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。
2. 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、当事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																										
<p>1. 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">22,759 千円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、8,185,441千円であります。 投資その他の資産「その他」(投資不動産)の減価償却累計額は、106,636千円であります。</p> <p>3. 担保資産 担保に供している資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">現金及び預金</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">定期預金</td> <td style="text-align: right;">70,000 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資その他の資産「その他」(投資不動産)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">76,865</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">248,398</td> </tr> </table> <p>4. 財務制限条項 平成18年3月28日締結のシンジケートローン契約に下記の条項が付されております。 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、直前期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額又は平成17年3月期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きいほうの75パーセント以上に維持すること。</p>	受取手形	22,759 千円	現金及び預金		定期預金	70,000 千円	敷金及び保証金	20,000	投資その他の資産「その他」(投資不動産)		建物	76,865	土地	248,398	<p>1. 期末日満期手形</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、7,370,700千円であります。 投資その他の資産「その他」(投資不動産)の減価償却累計額は、24,091千円であります。</p> <p>3. 担保資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">現金及び預金</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">定期預金</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資その他の資産「その他」(投資不動産)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">46,175</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">150,918</td> </tr> </table> <p>4. 財務制限条項 平成18年3月28日締結のシンジケートローン契約に下記の条項が付されております。 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、直前期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額又は平成17年3月期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きいほうの75パーセント以上に維持すること。</p>	現金及び預金		定期預金	- 千円	敷金及び保証金	-	投資その他の資産「その他」(投資不動産)		建物	46,175	土地	150,918
受取手形	22,759 千円																										
現金及び預金																											
定期預金	70,000 千円																										
敷金及び保証金	20,000																										
投資その他の資産「その他」(投資不動産)																											
建物	76,865																										
土地	248,398																										
現金及び預金																											
定期預金	- 千円																										
敷金及び保証金	-																										
投資その他の資産「その他」(投資不動産)																											
建物	46,175																										
土地	150,918																										

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。
役員報酬 58,447 千円	役員報酬 54,615 千円
給与手当 3,096,902	給与手当 3,562,968
地代家賃 1,492,857	地代家賃 1,919,419
減価償却費 277,164	減価償却費 296,558
賞与引当金繰入額 13,790	賞与引当金繰入額 6,727

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。
役員報酬 19,007 千円	役員報酬 17,428 千円
給与手当 1,199,213	給与手当 1,239,087
地代家賃 636,579	地代家賃 637,487
減価償却費 118,891	減価償却費 104,282
賞与引当金繰入額 3,596	賞与引当金繰入額 6,187
	貸倒引当金繰入額 717

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 553,689 千円	現金及び預金勘定 628,827 千円
現金及び現金同等物 553,689	預入期間が3か月を超える定期預 金 120,000
	現金及び現金同等物 508,827

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 65,792千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 0千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式  
新株予約権の目的となる株式の数 1,428,560株  
新株予約権の四半期会計期間末残高 1,135千円

(2) 第1回転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式  
新株予約権の目的となる株式の数 3,263,954株  
新株予約権の四半期会計期間末残高 -千円

(3) 第3回転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式  
新株予約権の目的となる株式の数 2,857,120株  
新株予約権の四半期会計期間末残高 -千円

(4) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 -千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	79,649	1.5	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成22年7月1日にフード インクルーヴ株式会社と合併いたしましたので、当第3四半期累計期間において利益剰余金が246,846千円減少しております。また、新株予約権の権利行使により、当第3四半期累計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ360,000千円増加しております。

この結果、当第3四半期会計期間末において、資本金が1,634,628千円、資本剰余金が2,525,049千円、利益剰余金が860,576千円となっております。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

現金及び預金、受取手形及び売掛金、流動資産「その他」(短期貸付金)及び投資その他の資産「その他」(長期貸付金)、投資その他の資産「その他」(関係会社株式)、流動負債「その他」(リース債務)及び固定負債「その他」(リース債務)、新株予約権付社債が、会社の事業において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	628,827	628,827	-
(2) 受取手形及び売掛金	224,483	224,483	-
(3) 流動資産「その他」(短期貸付金)及び 投資その他の資産「その他」(長期貸付金)	71,868	65,295	6,573
(4) 流動負債「その他」(リース債務)及び 固定負債「その他」(リース債務)	89,499	88,337	1,161
(5) 新株予約権付社債	545,000	542,447	2,552

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 流動資産「その他」(短期貸付金)及び投資その他の資産「その他」(長期貸付金)

流動資産「その他」(短期貸付金)及び投資その他の資産「その他」(長期貸付金)の時価は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとにその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 流動負債「その他」(リース債務)及び固定負債「その他」(リース債務)

流動負債「その他」(リース債務)及び固定負債「その他」(リース債務)の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価は、固定金利であり、元利金の合計額を、同様の新規借入又は社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

科目	四半期貸借対照表 計上額(千円)
投資その他の資産「その他」(関係会社株式)	15,000

関係会社株式は、非上場株式であるため市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められます。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「寿司事業」、「居酒屋等事業」及び「教育事業」の3つを報告セグメントとしております。

各セグメントに含まれている主な店舗業態の種類は、以下のとおりであります。

「寿司事業」・・・平禄寿司・仙台平禄・奥羽寿司製作所 他

「居酒屋等事業」・・・とりあえず吾平・ちゃんこ江戸沢・村さ来 他

「教育事業」・・・NOVA・ITTO個別指導学院 他

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	寿司事業	居酒屋等事業	教育事業	
売上高				
外部顧客への売上高	4,580,475	8,318,601	459,486	13,358,563
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	4,580,475	8,318,601	459,486	13,358,563
セグメント利益	141,677	436,100	64,137	641,915

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	寿司事業	居酒屋等事業	教育事業	
売上高				
外部顧客への売上高	1,490,889	3,079,091	169,796	4,739,777
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	1,490,889	3,079,091	169,796	4,739,777
セグメント利益	45,310	333,181	33,556	412,048

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)  
(単位:千円)

利益又は損失( )	金額
報告セグメント計	641,915
セグメント間取引消去	-
全社費用(注)	652,183
四半期損益計算書の営業損失( )	10,267

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)  
(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	412,048
セグメント間取引消去	-
全社費用(注)	218,914
四半期損益計算書の営業利益	193,134

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)  
(固定資産に係る重要な減損損失)

「寿司事業」と「居酒屋等事業」セグメントにおいて、不採算店舗の閉店を決定したことにより、その物件の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期会計期間において「寿司事業」セグメントは21,122千円であり、「居酒屋等事業」セグメントは14,690千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

賃貸等不動産において、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

四半期会計期間末の時価	324,938千円
四半期貸借対照表計上額	329,372千円



( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年 3月31日)
1 株当たり純資産額 <u>76.30</u> 円	1 株当たり純資産額 <u>102.45</u> 円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額 ( ) 及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額

第 3 四半期累計期間

前第 3 四半期累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額 ( ) <u>22.47</u> 円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 ( ) <u>13.89</u> 円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失金額 ( ) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失 ( ) (千円)	<u>952,298</u>	<u>813,525</u>
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 ( ) (千円)	<u>952,298</u>	<u>813,525</u>
期中平均株式数 (千株)	42,377	58,571
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	<p>潜在株式の種類 8月31日発行の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 ( 券面総額480百万円 ) 8月31日発行の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債 ( 券面総額1,050百万円 ) これらの詳細については、第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 ( 2 ) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。</p>	<p>潜在株式の種類 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 ( 券面総額345百万円 ) 第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債 ( 券面総額200百万円 ) これらの詳細については、第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 ( 2 ) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。</p>

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 <u>3.95</u> 円	1株当たり四半期純損失金額( ) <u>3.46</u> 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 <u>3.20</u> 円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ いては、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損 失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり純損 失金額( )		
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	<u>184,557</u>	<u>222,856</u>
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ( )(千円)	<u>184,557</u>	<u>222,856</u>
期中平均株式数(千株)	46,747	64,330
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	11,907	-
(うち支払利息(税額相当額控除後))	(11,907)	(-)
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	(-)	(-)
普通株式増加数(千株)	14,724	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前事業年度末から重要な変動が ある場合の概要	-	潜在株式の種類 第1回無担保転換社債型新株予 約権付社債(券面総額345百万 円) 第3回無担保転換社債型新株予 約権付社債(券面総額200百万 円) これらの詳細については、第4 提出会社の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等の状況 に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月13日

株式会社ジー・テイスト  
取締役会 御中

### なぎさ監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 西井 博生 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 大平 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る訂正報告書の四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期財務諸表に対して平成22年2月12日に四半期レビュー報告書を提出した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月13日

株式会社ジー・テイスト  
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 西井 博生 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大平 豊 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る訂正報告書の四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 1．四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期財務諸表に対して平成23年2月14日に四半期レビュー報告書を提出した。
- 2．四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、第1四半期会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」等を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。